

令和5年第1回

中部知多衛生組合議会定例会

会 議 録

中部知多衛生組合

◎出席議員（15名）

1番 鈴木 幸彦
3番 國弘 秀之
5番 坂井 美穂
7番 久野 勇
9番 青木 宏和
11番 大川 秀徳
13番 伊奈 利信
15番 稲葉 民治

2番 山本 半治
4番 芳金 秀展
6番 石原 壽朗
8番 櫻井 雅美
10番 大岩 保樹
12番 西本 真樹
14番 加藤 代史子

◎欠席議員（0名）

◎説明のため出席した者の職氏名

管 理 者
副 管 理 者
副 管 理 者
半田市副市長
武豊町副町長
会計管理者
場 長
主 任
常滑市市民生活部長
半田市市民経済部長
武豊町生活経済部長
常滑市生活環境課長
半田市環境課長
武豊町環境課長

伊藤 辰 矢
久世 孝 宏
靱山 芳 輝
山本 卓 美
近藤 千 秋
村 田 聰
増田 喜 政
石川 収
水野 善 文
大山 仁 志
飯田 浩 雅
鯉江 剛 資
太田 敦 之
北 河 晃

◎ 議会事務局職員の出席者

書 記 都 筑 徹

情報提供の推進に関し必要な事項を定めることにより、公文書の開示を請求する権利を明らかにするとともに、組合の諸活動について住民に説明する責務が全うされるよう努め、もって開かれた組合行政を推進することを目的とするものでございます。次に「2 制定内容」につきましては、まず、第1条は目的で、中部知多衛生組合情報公開条例を制定する目的を規定することとしております。次の第2条の定義では、条例の対象となる実施機関として、管理者、議会及び監査委員とし、公文書及び公文書の開示について定めております。第3条では実施機関の責務について、公文書の開示を請求する権利を十分に尊重し、個人に関する情報について最大限配慮するとともに、公文書公開制度の利用者の利便に配慮することについてを、第4条の準用では、公文書の開示、開示決定等又は開示請求に係る不作為に対する行政不服審査法による不服申し立て、情報公開の総合的な推進その他情報公開に関する事項について、常滑市情報公開条例の規定の例によることについてを、第5条では、実施に関し必要な事項の委任について規定しております。「3 施行期日」につきましては、この条例は公布の日から施行するものでございます。恐れ入りますが、議案書1ページへお戻りください。中部知多衛生組合情報公開条例を次のように定めるとして、第1条から第5条までをただいまご説明申し上げたとおり規定し、附則としてこの条例は公布の日から施行するものとし、中部知多衛生組合特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正をお願いするものでございます。以上、議案第1号につきまして、よろしくご審議のうえご可決賜りますようお願い申し上げます、説明とさせていただきます。

議長（稲葉民治） 説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

12番（西本真樹） この「情報公開条例」は今まで無かったということで、なぜ今回の議会で提案されたのかということをお教えください。

場長（増田喜政） この条例なんですけども、平成11年に「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」が施行されたことに伴い、市町におかれましては順次整備されておりました。しかしながら組合につきましては、当時近隣の一部事務組合ではどこも制定されなかったという状況でして、当時の担当者が今はおりませんので、詳しいことは分からず推測になりますけども、周辺の状況をみていたのではと推測されます。当時、条例の制定をしなかった近隣の組合につきましても、近年制定するところが増えてきておまして、当組合におきましても今回上程させていただいたということになります。

次に「2 制定内容」につきましては、まず、第1条は趣旨で、本条例は改正個人情報保護法の施行に関し必要な事項を規定することとしております。次の第2条の定義では、条例の対象となる実施機関として、中部知多衛生組合管理者と定めております。第3条では開示決定等の期限の特例について、開示決定の期限を15日以内とすることを規定しております。第4条では費用の負担として開示請求に係る手数料を無料とすることについて、第5条では個人情報保護審査会の設置について、第6条では個人情報保護制度の施行状況の公表について、第7条では施行に関し必要な事項の委任について、第8条では個人情報保護審査会委員が職務上知り得た秘密を漏らしたときの罰則について規定しております。「3 施行期日」につきましては、この条例は令和5年4月1日から施行するものでございます。恐れ入りますが、議案書1ページへお戻りください。中部知多衛生組合個人情報の保護に関する法律施行条例を次のように定めるとして、第1条から第8条までをただいまご説明申し上げたとおり規定し、附則としてこの条例は令和5年4月1日から施行するものでございます。以上、議案第2号につきまして、よろしくご審議のうえご決賜りますようお願い申し上げます、説明とさせていただきます。

議長（稲葉民治） 説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

12番（西本真樹） すいません。法律の改正によって、個人情報の保護に関する規律を全国で共通ルール化することが今年4月1日から施行されるということですが、今まで中部知多衛生組合の個人情報の保護は、何を根拠に取り扱われてきたのかということと、中部知多衛生組合で取り扱われる個人情報に該当するものというのは何になるのかを教えてください。

場長（増田喜政） 今回、制定をさせていただくのですが、今までにつきましては、そういった情報に関する請求が無かったものですから制定しておりませんでした。それから、組合の持っている個人情報につきましては、職員に関する個人情報が主なもので、住民の方に関係するような情報はございません。

議長（稲葉民治） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（稲葉民治） 質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論はありませんか。

事費等の確定によります市町負担金の精算をお願いするものでございます。また、歳出につきましては決算を見込みましての減額でございます。議案書1ページをご覧ください。第1条に定めます歳入歳出の補正につきましては、歳入歳出それぞれ1億8千240万5千円を減額いたし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億9千113万3千円とするものでございます。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」により定めるものでございます。第2条の継続費の補正は「第2表 継続費補正」により、第3条の地方債の補正は「第3表 地方債補正」によりそれぞれ定めるものでございます。2ページ、3ページをご覧ください。「第1表 歳入歳出予算補正」につきましては、歳入歳出の款項ごとの補正額等を記載しております。4ページの上段をご覧ください。「第2表 継続費補正」につきましては、変更として処理施設工事費について事業費の総額及び年割額を定めております。同じく下段にあります「第3表 地方債補正」につきましては、変更として施設改修事業について補正するものでございます。内容につきましては、補正予算説明書10ページ「2歳入」からご説明申し上げます。1款分担金及び負担金1項1目分担金は、前年度繰越金の確定及び投入量の確定に伴いまして、3千86万6千円を減額いたし、補正後の額を2億2千296万8千円とするものでございます。その内訳といたしましては右の説明欄、半田市の分担金を1千10万6千円、常滑市の分担金を1千411万1千円、武豊町の分担金を664万9千円、それぞれ減額するものでございます。2項1目負担金は、前年度繰越金の確定及び令和4年4月1日現在の人口、施設改修事費の確定及び公債費利子・元金を精算するもので、5千903万7千円を減額いたし、補正後の額を2千349万5千円とするものでございます。その内訳といたしましては右の説明欄、半田市の負担金を2千235万4千円、常滑市の負担金を2千532万6千円、武豊町の負担金を1千135万7千円、それぞれ減額するものでございます。3款繰越金1項1目繰越金は、前年度繰越金の確定により1千589万8千円を増額いたし、補正後の額を1千589万9千円とするものでございます。5款組合債1項1目衛生債は、公債費の確定により1億840万円を減額いたし、補正後の額を2千780万円とするものでございます。続きまして、12ページをご覧ください。「3歳出」につきまして、ご説明申し上げます。2款衛生費2項1目し尿処理費は1千493万8千円を減額いたし、補正後の額を2億87万9千円とするものでございます。その内訳といたしましては右の説明欄「施設包括運転管理費」につきましては委託業務費の請負差金分で99万円減額し、「廃棄物等処分費」につきましては脱水汚泥発生見込み量が当初より減となり1千394万8千円を減額するものでございます。2項2目施設改修費は、1億5千986万6千円を減額いたし、補正後の額を3千723万8千円とするものでございます。その内訳といたしましては右の説明欄「改修事業費」の処理施設

工事が完了したこと、また予定した放流管撤去工事の実施設計業務を取りやめたことにより1億5千986万6千円を減額するものでございます。実施設計を取りやめた理由でございますが、家屋や地下に埋設されている水道管などが近く、放流管の撤去が困難な箇所については残置を認めていただけるよう関係機関と協議を行いまして、その調整、資料等の作成に時間を要したため実施設計業務を取りやめ5年度に新たに予算計上させていただきました。なお、武豊町さんとは当組合が残置する放流管が武豊町の道路工事などの事業に支障となった場合には当組合が放流管の撤去処分費用を負担する覚書を交わし、お認めいただきました。続きまして3款公債費1項1目利子は、443万円を減額いたし、補正後の額を278万2千円とするものでございます。その内訳といたしましては右の説明欄「利子」につきましては、借入金が増えたことにより減額するものでございます。1項2目元金は、317万1千円を減額いたし、補正後の額を1千124万6千円とするものでございます。その内訳といたしましては右の説明欄「元金」につきましても、借入金が増えたことにより減額するものでございます。なお、14・15ページに「継続費調書」を、16ページに「地方債調書」を、17ページに「令和4年度分担金及び負担金の計算基礎」を、18ページに「令和4年度分担金精算書」を19ページに「令和4年度負担金精算書」を参考として掲載させていただきました。以上、議案第3号につきまして、よろしくご審議のうえご可決賜りますようお願いを申し上げます、説明とさせていただきます。

議長（稲葉民治） 説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（稲葉民治） 質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（稲葉民治） 討論を終結いたします。これより採決を行います。本案は、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（稲葉民治） ご異議なしと認めます。よって、議案第3号は原案を可とするに決しました。

で、前年度と比較して1千402万5千円、率にして8.0%の増でございます。これは、主に今年度の施設包括運転管理費は施設整備工事完了後の令和4年7月から業務委託しており4月から6月分の下水道使用料が含まれていませんでしたが令和5年度はその3か月分を加えたことにより増となるものでございます。「3 廃棄物等処分費」は3千17万6千円の計上で、前年度と比較して833万8千円、率にして21.6%の減でございます。これは、令和4年6月に処理施設工事が完了し、脱水汚泥量の見込みが減となったため減となっております。「4 負担金」は151万6千円の計上で、下水道放流にすることに伴う「衣浦西部浄化センター建設費負担金」及び「資本費負担金」でございます。「2款2項2目 改修事業費」は4千910万3千円の計上で、前年度と比較し1億4千800万1千円、率にして75.1%の減でございます。これは、主に施設整備工事完了による減となっております。また、施設整備工事の完了による下水道放流への切り替えに伴い、既設の放流管が不要となることから放流管渠撤去等工事、及びその実施設計業務を委託するものでございます。「3款1項1目 利子」は330万1千円の計上で、令和2年度から4年度に借り入れた組合債の償還利子でございます。「3款1項2目 元金」は8千856万3千円の計上で、令和2年度4年度に借り入れた組合債の償還元金でございます。最下段にございます「歳出の計」は歳入と同額の3億9千927万円の計上で、前年度と比較して7千426万8千円、率にして15.7%の減となるものでございます。なお、18ページから23ページに「給与費明細書」を、24・25ページに「債務負担行為調書」を、26ページに「地方債調書」を、27ページ以降に「予算概要」を参考として掲載させていただきました。以上、議案第4号につきまして、よろしくご審議のうえご可決賜りますようお願いを申しあげ、説明とさせていただきます。

議長（稲葉民治） 説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

12番（西本真樹） すいません。33ページ明細書の細節2款2項2目改修事業費「【新規】既設放流管渠撤去等工事」ですが、令和5年度はどこまで進めるのか、1年で終わるのか、今後どのような計画で撤去するのか詳細なスケジュールを教えてください。

場長（増田喜政） 放流管の撤去工事でございますが、令和5年度に実施設計を行いまして詳細な費用と工事期間を検討してまいります。今予定しています令和5年度の工事予定区間ですけれども、中部知多衛生組合から場所でございますと南知多道路の手前あたりまで、約830メートルか840メートルの距離を予定しております。全体の区間の距離につきましては、3,087.8メートルを予定

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

令和 5 年 2 月 20 日

議 長 稲 葉 民 治

議 員 石 原 壽 朗

議 員 大 川 秀 徳